

令和7年度第2回朝霞市障害者プラン推進委員会

次 第

日 時 令和7年10月30日（木）
午前10時から
会 場 朝霞市役所 401会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第6次障害者プラン等の評価等について
- (2) 第8期障害福祉計画等の策定について
- (3) その他

3 閉 会

令和6年度

第6次朝霞市障害者プラン 総括評価シート

B票

基本目標	1 共生社会の実現を目指す
委員会評価	B

委員会コメント

- ・成年後見制度の窓口設置など相談環境の整備は評価できる
- ・地域コミュニティへのアプローチや、障害者やご家族へのサポート体制に課題がある
- ・権利擁護や人権に関して、学ぶ機会の周知や充実が求められている

個別コメント

- ・窓口設置や研修などの機会の提供は進んでいると感じますが、地域コミュニティへのアプローチや、障害者やご家族へのサポート体制が弱いと感じました。よりソフト面での実践強化を望みます。
- ・権利擁護の促進で「親亡き後」の講座を開催することは、とても大事なことだと思います。年1回では参加できない事もあると思います。また、障害を持っている当事者自身が権利擁護について「知る、分かる、相談できる」ような機会も必要だと思います。
- ・アクセシビリティに配慮した情報発信について、隨時確認、修正を行っているとのことです、その修正内容や意図をフィードバックすることにて、担当部署においてアクセシビリティに対する意識の醸成につながると思います。
- ・人権DVDにはどのような内容の物があるのか広報紙やHP、会議や講演会等でチラシを配布するなど周知してはいかがでしょうか。本委員会でも周知をお願いします。
- ・ホームページは見やすく、障害についての情報の一部にはたどり着きやすいと感じました。人権についてや差別、また虐待防止などの学ぶ機会についても、くり返し実施してこそ広く知られしていくと思います。
- ・精神障害（高次脳機能障害を含む）への理解の促進で、次期の計画作成時に認知度の調査をして、理解促進の度合いを数字で表すことができるようにして頂けないでしょうか。
- ・各施策において幅広く実施されているが、短期的な目標達成が困難と思われるものもあり、担当部署の自己評価がCであるものも散見される。
施策内容を数値化できるところは引き続き数値化していただくとわかりやすいが、情報発信等においては、情報の発信回数や更新回数よりも閲覧者数などどれだけ情報が届いたかといった指標の方が良いと感じた。
- ・成年後見制度の相談窓口が設置されたことで、相談しやすい環境になったと思います。

基本目標	2 地域生活を充実し、社会参加を支援する
委員会評価	C

委員会コメント

- ・DXを推進し、現代的なアプローチで社会参画を推進してはどうか
- ・高齢化社会に対応するため、より分かりやすく、使いやすいサービスの整備、体制の構築が必要
- ・グループホーム、相談支援事業所や児童発達支援事業所など、人員の確保と質の向上が課題である。また、利用状況等の情報発信等や市のバックアップの拡充も必要と感じる
- ・高次脳機能障害への取り組みを充実してほしい

個別コメント

- ・社会参加や自立を促すためのハード面の支援には予算的な問題もあり、なかなか実施が困難な状況が推察されます。AI技術やVRなどのデジタル技術などを活用し、アバターロボットによる疑似社会体験や、仮想空間での経験など、DX時代にふさわしい社会参加の方向性も加味してはいかがでしょうか。
- ・親の高齢化で、親と同居している障害者が親の面倒を見たり、親が子供に頼っている家庭もあります。親も子も公的なサービスを理解し、支援が受けられるような取り組みが大事だと思います。
- ・セルフプラン利用者が増えているということは、既存の相談支援事業所の相談員が不足または既に相談員一人あたりの受入可能者数を超えていると考えられます。相談員一人あたりの受入可能人数の明確化も必要と感じます。
- ・グループホームや各種事業所の利用可能状況を一括して情報提供し、相談する側にも支援する側にも分かりやすい情報発信の仕方を検討いただきたい。
- ・相談支援など、様々なケースに対応する力が必要、質・量ともに確保することが大変な様子。（セルフプランが多いことがあげられる）基幹相談支援センターへの期待が高まります。市の健診や健診後のフォローグループによる家族支援・下支えは大きく貢献していると思う。
- ・児童発達支援事業所の希望が増えているのに相談員の数が足らず、セルフプランで利用するケースが増えています。また相談員の質においても保護者からの疑問の声も多く「だったらセルフプランでやったほうが良い」という声も聞きます。特に子どもの場合は、見立てができる助言ができるよう相談員の質の向上と増員を望みます。
- ・利用者側からの依頼である保育所等訪問サービスも重要ですが、保健センターによる市内の保育園・幼稚園・小中学校への巡回相談は、児の見立てをし、園や学校全体の様子（気になるお子さんが複数いるのか、その子だけに対応できるわけではないのか、環境は？など）の把握をした上で、その園や学校でできる具体的な取り組みの助言などを行う重要な機会だと思います。また、保育園数は増えていますが、幼稚園と違って、保護者が利用する園を選択することが難しい状況です。園の特色は大切ですが、どの園に行っても児にあった保育・支援ができるよう巡回相談は全園で複数回行ってほしいです。幼稚園では満3歳児入園、プレプレなど早い時期にお子さんの入園を確定するところが増えています。その分、入園後に対応を苦慮するケースも見受けられます。巡回も含め、さらなる園へのバックアップの体制を作ることで、対象となる親子が追いつめられることも少なくなるのではないかでしょうか。
- また、抱えているケース数、困難さを想像するに保健師の数が圧倒的に足りないと思います。
- ・介護保険との連携で若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第二号被保険者への相談支援。ケアマネジャーが担当者となった場合、障害福祉サービスの計画策定を障害福祉サービスの相談支援専門員に依頼する事をルール化し、医療と介護、医療と福祉の連携を退院ルールに定めてください。
- ・体制の整備が進めば状況が変わりそうな施策も多いが、現状の評価としては妥当と考える。各施策をどのように具体化していくかについては、委員の一人としてだけでなく、市内の福祉事業所運営側としても、より積極的に取り組むこととしたい。

基本目標	3 就労を支援する
委員会評価	B

委員会コメント

- ・障害のある方でも、在宅ワークや知的ワーク・アート作品などのワークが可能である。作品などをアレンジ商品にして、ふるさと納税の返礼品にするなどの展開から、仕事を創出することも大事ではないか
- ・就労継続支援B型事業所連絡会の継続と事業所間の交流による今後の新たな活動に期待したい
- ・一般就労が増えてきており、就労支援の相談件数や職業訓練も増えており評価できる。しかしながら、地域での生活面や就労定着支援の難しさも課題として残る
- ・知的障害者の雇用や高次脳機能障害者への対応には課題がある

個別コメント

- ・4障害のある方でも働き方改革の実現を目指す指標が欲しいと思います。在宅ワークや知的ワーク・アート作品などのワークが可能だと思います。そして、作品などをアレンジ商品にして、ふるさと納税の返礼品にするなどの展開から、仕事を創出することも大事ではないでしょうか。
- ・就労定着支援年間延べ利用者数（人）となっていますが、何人が何回利用の方が分かり易いと思います。検討を宜しくお願い致します。
- ・一般就労できた方が多くいることは、障害のある方への理解も進んでいることと喜ばしいことですが、地域での生活面や就労定着支援の難しさも課題として残ります。
- ・就労継続支援B型事業所連絡会の継続と事業所間の交流による今後の新たな活動に期待したい。
- ・就労支援の相談件数は多く、対応できていること、また職業訓練もできているのは良いと思います。ただ実際の就労に結びつくことや継続することについては難しさもあるとは思います。
- ・市で知的障害者の雇用をしてください
- ・一般就労中の障がい者が就労系障害福祉サービスを一時的に支援を受けられた方はどのくらいおられましたか？また、高次脳機能障害の方への対応はどのようになっていますか。
- ・評価方法として、実績値がないと低くなる傾向にあるが、施策を実施する上での過程など実績以外の部分について、丁寧に記述するのが良いと感じた。

基本目標	4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
委員会評価	C

委員会コメント

- ・福祉教育の中で発達障害への記述がない
- ・バリアフリーが進んでいない
- ・保育園での受け入れや就学相談における保護者意向の反映、医療的ケア児への対応として看護師配置されたことなど、着実に進んできている
- ・療育の充実が学齢期以後の充実にどうつながるのか、つなげられるのかを検証する必要がある

個別コメント

- ・自己評価が低い項目の中で、担当部署の方々への、方針説明や目標設定と実行計画の共有が先決かと思います。
- ・取り組みの中で、発達障害についての記述がありません。是非、福祉教育の中で取り組んでください。
- ・保育園での受け入れが進んでいる事は望ましいと思います。就学支援等についても、保護者の意向に沿っての相談がされていると思います。医療的ケア児への対応として看護師の配置もなされたとのこと、着実に進んできていると思います。
- ・就学前の児童発達支援の事業所が増加し、それに伴い放課後デイのニーズも増え続けています。障害のある人の人生は学齢期からが長くそこを支えていく事業所が足りなくなることは見えています。市として障害のある子、その家庭をどう支えていくかは長い視点で考えないといけないと思いますが、療育の充実が学齢期以後の充実にどうつながるのか、つなげられるのかを検証する必要があると思います。
- ・子供の高次脳機能障害者への支援体制をどのように充実させていくのか教えてください。
- ・委員会の中でも話題になった施策であるが、個人的には記述方法に影響を受けていると感じている。各担当部署の記述において、若干の体裁のズレが、印象や認識のズレを生んでいるように感じる。
- ・学校関係では、なかなかバリアフリーかが進んでいないと思います。

基本目標	5 安心・安全な暮らしをつくる
委員会評価	C

委員会コメント

- ・ハード面に比して実行しやすいソフト面について、関係部署と連携した取り組みが必要
- ・地域の医療体制について、医師会との協力のもと発熱外来や高次脳機能障害の診断及び治療が受けやすい体制を構築してほしい
- ・健常者目線だけでのインフラ整備を進めてほしい
- ・防災、防犯について、日常の取り組みを大事にし、有事の際に一人も見逃すことのない支援体制の構築が必要

個別コメント

- ・ハード面では実施されているところと停滞しているところとあります。これは事業の優先順位や予算配分の問題もあるかと思います。一方、ソフト面の施策は担当部署の方々へ、方針説明や目標設定と実行計画の共有が先決かと思います。
- ・『障害のある人が地域の中で必要な医療が受けられるように、医師会の協力を得ながら保険・福祉との連携を強化した医療体制づくりを進めます』とありますが、発熱外来など有っても1日何人という制約があったり、市内の病院で発熱外来そのものが少ないと思います。医師会とも協力して取り組んでください。
- ・誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりのため、健常者視点ではなく、様々な視点で必要な工事や整備を計画的に進めていただきたい。
- ・近年、災害はいつ起きたときもおかしくありません。避難行動要支援者名簿や台帳の配付や更新に留まらず、いざというときに有効に活用でき、一人も見逃さない支援体制の構築につなげていただきたい。
- ・学校の修繕、道路や駅のエレベーターなど歴史のある市のため大変ではあるけれど、適切に進められていると思います。特に新しく整備された公園の遊具類はどんな子でも楽しめるのこと、感覚遊具が撤去されつつある中、今後も期待しています。
- ・地域医療体制の充実のところで、高次脳機能障害の方に対して適切な診断、治療ができる体制の構築してください。
- ・防災・防犯については、日常の取組が非常に大事であると思われるため、すぐに結果に結びつかなかったとしても地道な取組を今後も続けたいと感じた。

第7期障害福祉計画等【評価コメント】(令和6年度分)

委員会コメント

- ・障害児支援について、事業所の増加に伴い保護者ニーズに合わせた選択ができるようになってきた。一方、相談支援員の不足やセルフプランの増加にともなうアセスメント不足などの課題に対して取り組んでほしい。
- ・DXなど先進事例を取り込み共生できる環境づくりの方向性を目指していく必要がある。

委員個別コメント

・委員会開催の回数を増やした方が良いでしょう。専門委員の方々への質問や回答に即時性がなく、充分な理解が深まらないように感じます。また、DX時代に対応して、各地での先進事例なども取り込み、障害者のある人もない人も共生できる環境づくりの方向性を目指して頂きたいと、切に願います。

・セルフプラン利用者が増えているということは、既存の相談支援事業所の相談員が不足または既に相談員一人あたりの受入可能者数を超えていると考えられます。相談員一人あたりの受入可能人数の明確化も必要と感じます。

・障害児支援について、事業所数が増えたことで保護者のニーズに合わせて選択できるようになっているとは思う。保育園幼稚園での受け入れも広がり、保育所等訪問なども充実してきているのか。地域移行について、将来をグループホームでと考えている方は増えていると思う。医療が発達し重度化してきているようにも思う。朝霞市として着実に積み上げていると思います。

先日、こども家庭庁から市町村が行っている障害児通所サービスの給付決定の要領を見直すというニュースがありました。市町村は、障害児の保護者からサービスの利用申請を受けると、同庁が策定した要領を基に決定していますが、市町村ごとに運用が異なり、支給要否や支給量に地域差が生じていること、サービスの利用が増えたことで、適切なアセスメントがなくサービス利用計画が作られていることもあるとされています。

今回の要領の見直しでは、支給申請前の必要な情報収集、会議体による協議を踏まえた支給決定について標準化を図る。見直し通知後、市町村にアドバイザーを派遣して実際の取り組みに対して助言する事業も行うとされています。障害児部会では委員から、サービスを必要とする人が利用できる支給決定の仕組みとするよう求める発言があり、サービス利用計画の質の確保、セルフプランの適正化のほか、障害児だけでなく、こども施策全体の中で検討することが必要だとする意見もありました。ぜひ、今後の動きも見据えて朝霞市として施策の中でどう考えるかを検討してください。

・基本目標2 高次脳機能障害についても、地域課題の抽出と対策について議論されていますか。また、高次脳機能障害の方に対して、何人、対応されましたか。菅野病院モデル事業「精神科アウトリーチ支援事業」では高次脳機能障害の方も支援していただいておりますか？

・基本目標1～3については、関係する福祉関係者だけでなく地域に存在するすべての方々がネットワークを組むことが大切であり、小さな輪をどのように大きくしていくかを考えていきたい。

基本目標4については、就労選択支援の実施も予定されているため、自立支援協議会等を通じて、市の体制を整理する必要がある。

基本目標8については、官民協働の研修などを考えていくと良いと感じている。



だい あさ かししょうがいふくしけいかくとうさくてい かか 第8期朝霞市障害福祉計画等策定に係る ちょうさ きょうりょく ねが アンケート調査へのご協力のお願い

ひごろより、本市の福祉行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

ほんし 本巿では、「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の計画期間が
れいわ ねん がつまつ しゅうりょう 令和9年3月末で終了するため、新たな計画(第8期朝霞市障害福祉計画・第4期朝霞市
しょうがいじふくしけいかく さくてい 障害児福祉計画)を策定いたします。

このたび、計画を策定するにあたり、障害のある方などの実情やニーズを把握し新たな
けいかく はんせい しない す しうがい かた じつじょう はあく あら
計画に反映させるため、市内にお住まいの障害のある方など(他市の施設やグループホー
にゅうさよ かた ふく たいじょう ちょうさ じっし
ムに入居している方を含む)を対象にアンケート調査を実施いたします。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の
かいとうないよう あき 回答内容が明らかになることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定及び各種施策のため
の基礎資料としてのみ使用し、その他の目的には一切使用することはありません。

たいへん たほう おり ぞん かいとう ちょうさ しゅし りかい かいとう
大変ご多忙の折とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますよ
うお願い申し上げます。

れいわ ねん がつ あさ かしちょう まつした まさよ
令和7年11月 朝霞市長 松下 昌代

きにゅうじょう ねが 記入上のお願い

- ◆郵送またはインターネットのいずれかを選択してご回答ください。両方から回答することはできません。
- ◆インターネット回答の場合は、別紙の2次元コードを読み込むか、URLをご入力ください。
- ◆本調査票は、宛名ご本人様への質問の【本人票】と、保護者様への質問の【保護者票】に分かれていますので、それぞれにお答えください。
- ◆質問への回答方法は、それぞれの質問文に記載していますので、よく読んでお答えください。
- ◆郵送の場合は、ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、〇月〇日(〇)までにポストに投函してください(切手は不要です)。
- ◆このアンケート調査についてのご質問などは、下記までお問い合わせください。

とあ 【問い合わせ】

あさかし ふくしぶ しょうがいふくしき しょうがいきゅうふかかり
朝霞市 福祉部 障害福祉課 障害給付係

でんわ 電話 048-463-1599(直通) FAX 048-463-1025

どにち しゅくじつ のぞ ござんじ ぶん ごごじ ふん
※土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

● お答えいただく方について

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つ)

- 1 本人(この調査票が郵送された方)
- 2 本人の家族
- 3 家族以外の介助者

1 あなた※ご自身のことについて ※「あなた」とは、調査票が届いた人のことをいいます。

問2 あなたの年齢をお答えください。

年齢(数字を記入) 満(歳)(令和7年11月1日現在)

問3 あなたは、現在、どのように暮らしていますか。(○は1つ)

- 1 一人で暮らしている
- 2 家族と暮らしている
- 3 グループホームで暮らしている
- 4 障害者支援施設に入所している
- 5 高齢者施設に入所している
- 6 病院に入院している
- 7 その他()

【問3で「家族と暮らしている」と回答した方にお伺いします。】

問3-1 一緒に暮らしている人は、どなたですか。(○はいくつでも)

1 配偶者(夫または妻)	5 兄弟、姉妹
2 子ども(子どもの配偶者も含む)	6 その他の親せき
3 父、母	7 その他()
4 祖父、祖母	

とい こんご ねんない く
問4 あなたは、今後3年以内に、どのように暮らしたいですか。(○は1つ)

- ひとりぐ
1 一人暮らしをしたい
- かぞく く
2 家族と暮らしたい
- く
3 グループホームで暮らしたい
- じょうがいしゃしえんしせつ く
4 障害者支援施設で暮らしたい
- こうれいしゃしせつ く
5 高齢者施設で暮らしたい
- た
6 その他()

しょつかい じよつさよつ
2 あなたの障害の状況について

とい しょうがいしゃてちょう も
問5 あなたは、障害者手帳を持っていますか。(○は1つ)

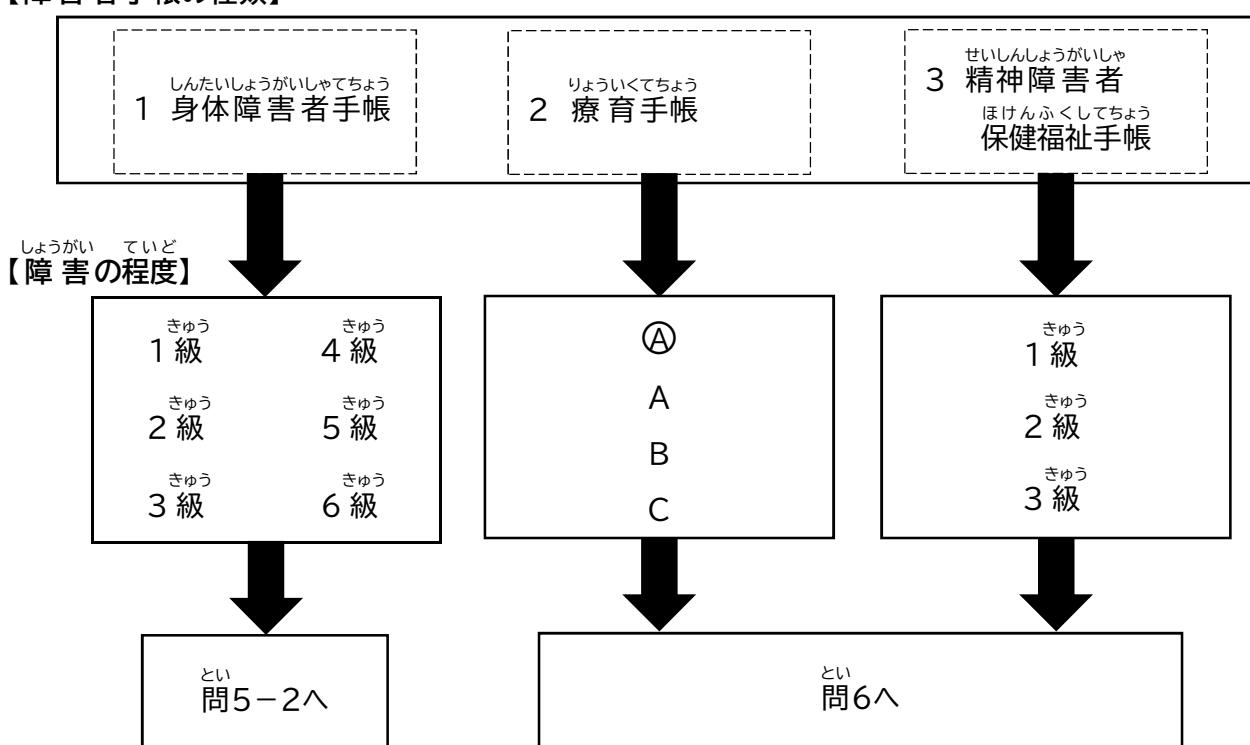
- も
1 持っている⇒問3-1へ
- も
2 持っていない⇒問4へ

とい しょこうがいしゃてちょう も
【問5で「障害者手帳」を持っていると回答した方にお伺いします。】

とい も しょこうがいしゃてちょう しゅるい しょうがい ていど こた
問5-1 あなたがお持ちの障害者手帳の種類と障害の程度をお答えください。

(あてはまる障害者手帳と障害の程度に○を付けてください。)

しょこうがいしゃてちょう しゅるい
【障害者手帳の種類】



【問5-1で「身体障害者手帳」を持っていると回答した方にお伺いします。】

問5-2 障害の種別をお答えください。(○はいくつでも)

1 視覚障害	5 肢体不自由(下肢)
2 聴覚または平衡機能障害	6 肢体不自由(体幹)
3 音声・言語・そしやく機能障害	7 内部障害(1~6以外)
4 肢体不自由(上肢)	

問6 あなたは、難病(指定難病)※の認定を受けていますか。(○は1つ)

1 受けている	2 受けていない
---------	----------

※難病(指定難病)とは、筋委縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

問7 あなたは、発達障害※であると診断をされたことがありますか。(○は1つ)

1 ある	2 ない
------	------

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

問8 あなたは、高次脳機能障害※であると診断をされたことがありますか。(○は1つ)

1 ある	2 ない
------	------

※高次脳機能障害とは、交通事故や脳血管疾患などの病気で脳に損傷を受けた後遺症として、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活において、支障をきたす障害で、外見からは分かりにくく、自覚できない場合もあるため、「見えない障害」とも言われています。

問9 あなたは、遷延性意識障害※の状態にありますか。(○は1つ)

1 ある	2 ない
------	------

※遷延性意識障害とは、交通事故や脳血管疾患等により、脳に損傷を受けた後、自らの意思と能力では、食事・排泄・会話等ができない状態が3か月以上続き、生活全般に介助を必要とする重複生活行動障害です。

とい げんざい しょうがい じょうたい
問10 あなたが現在の障害の状態になったのはいつごろですか。(○は1つ)

1	出生時(出生前を含む)	7	40~49歳
2	0~5歳	8	50~59歳
3	6~15歳	9	60~69歳
4	16~18歳	10	70歳以上
5	19~29歳	11	わからない
6	30~39歳		

かいじょ
3 あなたの介助について

とい にちじょうせいかつ つき
問11 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

(①から⑩についてそれぞれ○は1つ)

こうもく 項目	ひとり 一人でできる	いちぶ ときどき 一部(時々) かいじょ ひつよう 介助が必要	ぜんぶ 全部 かいじょ ひつよう 介助が必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

とい かくこうもく いちぶ ときどき かいじょ ひつよう ぜんぶかいじょ ひつよう かいとう こうもく
**【問11 の各項目において「一部(時々)介助が必要」または「全部介助が必要」と回答した項目があ
った方にお伺いします。】**

とい かいじょ かた おも
問11-1 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(○は1つ)

1	ふ ほ そ ふ ほ きょうだい しまい 父母・祖父母・兄 弟・姉妹 はいぐうしや おつと つま	4	た しん その他の親せき
2	かいじょ かた 配偶者(夫 または妻)	5	しせつ しょくいん ホームヘルパーや施設の職員
3	こ こ はいぐうしや ふく 子ども(子どもの配偶者も含む)	6	た ひと その他の人(ボランティアなど)

【問11-1で「父母・祖父母・兄弟・姉妹」、「配偶者(夫または妻)」または「子ども(子どもの配偶者も含む)」と回答した方にお伺いします。】

問11-2 主にあなたを介助してくれる方の年齢をお答えください。

年齢(数字を記入)	満(歳)(令和7年11月1日現在)
-----------	----	-----------------

4 日中活動や就労について

問12 あなたが、外出する際の主な同伴者はどなたですか。(○は1つ)

1 父母・祖父母・兄弟・姉妹	5 ホームヘルパーや施設の職員
2 配偶者(夫または妻)	6 その他の人(ボランティアなど)
3 子ども(子どもの配偶者も含む)	7 一人で外出する
4 その他の親せき	8 ほとんど外出しない

問13 あなたが外出する際、困ることは何ですか。(○はいくつでも)

1 公共交通機関(電車やバスなど)が少ない(ない)または駅・バス停が遠い
2 電車やバスの乗り降りが困難
3 道路や駅に階段や段差が多い
4 電車やバスの料金の支払い方、乗り換えの方法がわかりにくい
5 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)
6 介助者が確保できない
7 外出にお金がかかる
8 周囲の目が気になる
9 発作など突然の身体の変化が心配
10 インフルエンザ等感染症の対策
11 その他()

とい にちゅう おも す
問14 あなたは、日中、主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

1 学校などに通っている
はたら
2 働いている
(就労継続支援A型・就労継続支援B型、地域活動支援センター・
せいかつかいごじぎょうしょ せいさんかつどう おこな ぱあい ふく
生活介護事業所(生産活動を行っている場合)なども含む)
3 病院やデイサービスセンター、地域活動支援センター・生活介護などに通い、
くんれん かいご にゅうよくどう う
訓練・介護(入浴等)を受けている
4 入院・入所している病院・施設などで過ごしている
じたく おお
5 自宅にいることが多い
6 その他()

5 就労について

問15 あなたは、現在仕事(福祉的就労を含む)をしていますか。(○は1つ)

1 仕事をしている ⇒問15-1、15-2へ 2 仕事はしていない ⇒問15-3へ

【問15で「1 仕事をしている」と回答した方にお伺いします。】

問15-1 仕事の形態は次のどれですか。(○は1つ)

1 一般雇用 正社員 いつばんこよう せいしゃいん	6 就労継続支援 A型 しゅうろうけいぞくしょん がた
2 一般雇用 正社員以外 いつばんこよう せいしゃいんいがい	7 就労継続支援 B型 しゅうろうけいぞくしょん がた
3 障害者雇用(障害者枠等) しょうがいしゃくわくとう 正社員 せいしゃいん	8 生活介護(生産活動) せいかつかいご せいさんかつどう
4 障害者雇用(障害者枠等) しょうがいしゃくわくとう 正社員以外 せいしゃいんいがい	9 その他()
5 自営業 じえいぎょう	

【問15で「1 仕事をしている」と回答した方にお伺いします。】

問15-2 仕事をするうえで不安・不満に思ったことがありますか。(○はいくつでも)

1 収入が少ない しゅうにゅう すく	7 トイレなど障害者用の施設が十分でない しょうがいしゃよう しせつ じゅうぶん
2 仕事がむずかしい しごと	8 昇給や昇進が平等ではない しょうきゅう しょうしん びょうどう
3 仕事がきつい しごと	9 通勤が大変 つうきん たいへん
4 自分にあった内容の仕事がない じぶん ないよう しごと	10 その他()
5 職場の人間関係がむずかしい しょくば にんげんかんけい	11 特に不安・不満、困ったことはない とく ふあん ふまん こま
6 職場での立場が不安定 しょくば たちば ふあんてい	

⇒問16へ

【問15 で「2 仕事をしていない」と回答した方にお伺いします。】

問15-3 仕事をすることに対する考え方を教えてください。(○は1つ)

- 1 できない、働くたくない
- 2 働きたい
- 3 障害の特性や体調等に合った職場や仕事があれば働きたい
- 4 その他(具体的に)

問16 あなたは、障害のある人が仕事をするために、どのような支援が必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 就職先の紹介などの支援
- 2 就職に必要な知識・技術などの習得
- 3 就労に向けた訓練施設の充実
- 4 就労に必要なコミュニケーション技術などの習得
- 5 通勤手段の確保
- 6 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
- 7 短時間勤務や勤務日数の配慮
- 8 在宅勤務の拡充
- 9 職場の上司や同僚などに障害への理解があること
- 10 職場で介助や援助等が受けられること
- 11 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
- 12 仕事についての職場外での相談対応支援
- 13 障害に関する専門性の高い機関などによる支援体制の整備
- 14 その他()
- 15 特にない

6 生活全般・社会参加について

とい ふだん なや こま そうだん
問17 あなたは、普段、悩みごとや困ったことがあるとき、どなたに相談していますか。

(○はいくつでも)

1	家族や親せき
2	友人・知人
3	近所の人
4	職場の上司や同僚
5	施設の指導員などの通所事業所の人
6	ホームヘルパーなどの訪問サービス事業所の人
7	障害者団体や家族会
8	かかりつけ医師や看護師
9	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー
10	民生委員児童委員
11	学校の先生
12	相談支援事業所の相談支援専門員
13	市役所の窓口、ケースワーカー
14	その他()
15	相談できる人はいない

とい しょうがい ふくし かん じょうほう し おお
問18 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。

(○はいくつでも)

- 1 ほん しんぶん ざっし きじ 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
- 2 し やくしょ こうほうし 市役所の広報紙
- 3 インターネット
- 4 SNS(LINE・Facebook・X(旧Twitter)など)
- 5 かぞく しん ゆうじん ちじん 家族や親せき、友人・知人
- 6 じぎょうしょ ひと しせつしょくいん サービス事業所の人や施設職員
- 7 じょうがいしゃだんたい かぞくかい だんたい きかんし 障害者団体や家族会(団体の機関誌など)
- 8 いし かんごし かかりつけ医師や看護師
- 9 びょういん かいごほけん 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー
- 10 みんせいいいんじどういいん 民生委員児童委員
- 11 がっこう せんせい 学校の先生
- 12 そうだんしょんじぎょうしょ そうだんまどぐち 相談支援事業所などの相談窓口
- 13 し やくしょ まどぐち 市役所の窓口
- 14 その他()

とい げんさい こんご せいかつ ふあん おも
問19 あなたは、現在や今後の生活で不安に思っていることはありますか。(○はいくつでも)

1 せいがひ せいかつひ 生活費について	10 さいがい はんざい かん 災害・犯罪に関すること
2 しょうがい びょうき 障害や病気のこと	11 はな あいて かん 話し相手に関すること
3 かいじょ ひと 介助してくれる人について	12 じょうほうしゅうしゅう かん 情報収集に関すること
4 おや こうれいか 親の高齢化について	13 がっこう しょくば にんげんかんけい かん 学校・職場などの人間関係に関すること
5 かじ にちじょうせいかつ 家事など日常生活のこと	14 かぞく ちいき かんけい かん 家族や地域との関係に関すること
6 しゅうしょく しごと 就職・仕事について	15 とく ふあん 特に不安はない
7 しんがく がっこうせいかつ 進学・学校生活について	16 わからぬ
8 じゅうたく せいかつ ばしょ 住宅・生活の場所について	17 その他()
9 れんあい けつこん かん 恋愛や結婚に関すること	

とい げんざいおこな かつどう こんご かつどう なん
問20 あなたの現在行っている活動、また、今後したい活動は何ですか。

(それぞれ○はいくつでも)

	げんざいおこな 現在行っている かつどう 活動	こんご かつどう 今後したい活動
① スポーツやレクリエーション		
りょこう ② 旅行		
か もの ③ 買い物		
かつどう ④ ボランティア活動		
しようがいしゃだんたい かつどう ⑤ 障害者団体の活動		
しゅみ かつどう ⑥ 趣味などのサークル活動		
こうざ こうえんかい さんか ⑦ 講座や講演会などへの参加		
ちいき ぎょうじ まつり ⑧ 地域の行事やお祭		
ぶんか げいじゅつ そうさくてきかつどう ⑨ 文化、芸術、創作的活動		
かつどう かつどう ⑩ 活動していない、活動したくない		
た ⑪ その他()		

とい こんご あさかし く づ
問21 あなたは、今後も朝霞市に暮らし続けたいですか。(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

3 わからない

7 障害福祉サービス等の利用について

とい つぎ りょう こんごりょう おも こうもく
問22 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思ひますか。(項目ごとに
1~4のうち、1つに○を付けてください)

かく ないよう かんまつ あさかし しょうがいふくし およ ちいき
※各サービスの内容については巻末(P19~)の「朝霞市 障害福祉サービス及び地域
せいかつえんじぎょう いちらん らん
生活支援事業 一覧」をご覧ください。

げんざい りょうじょうきょう 現在の利用状況と こんご ねんいない りょういこう 今後3年以内の利用意向		1 現在利用しており、今後も利用したい げんざいりょう こんご りょう 2 現在利用しているが、今後は利用しない げんざいりょう ねんいない りょう 3 現在利用していないが、3年以内には利用したい げんざいりょう こんご りょう 4 現在利用しておらず、今後も利用しない げんざいりょう こんご りょう			
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	① 居宅介護(ホームヘルプ)	1	2	3	4
	② 重度訪問介護	1	2	3	4
	③ 重度障害者等包括支援	1	2	3	4
	④ 短期入所(ショートステイ)	1	2	3	4
	⑤ 自立生活援助	1	2	3	4
	⑥ 同行援護	1	2	3	4
	⑦ 行動援護	1	2	3	4
	⑧ 生活介護	1	2	3	4
	⑨ 療養介護	1	2	3	4
	⑩ 共同生活援助 (グループホーム)	1	2	3	4
	⑪ 施設入所支援	1	2	3	4
	⑫ 自立訓練(機能訓練)	1	2	3	4
	⑬ 自立訓練(生活訓練)	1	2	3	4
	⑭ 就労選択支援	1	2	3	4
	⑮ 就労移行支援	1	2	3	4

げんざい りょうじょうきょう 現在の利用状況と こんご ねんいない りょういこう 今後3年以内の利用意向		げんざいりょう こんご りょう 1 現在利用しており、今後も利用したい 2 現在利用しているが、今後は利用しない 3 現在利用していないが、3年以内には利用したい 4 現在利用しておらず、今後も利用しない			
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	⑯ 就労継続支援(A型)	1	2	3	4
	⑰ 就労継続支援(B型)	1	2	3	4
	⑱ 就労定着支援	1	2	3	4
	⑲ 計画相談支援	1	2	3	4
	⑳ 地域移行支援・ 地域定着支援	1	2	3	4
地 域 生 活 支 援 事 業	㉑ 障害者理解促進研修・ 啓発事業	1	2	3	4
	㉒ 相談支援事業 (一般的な相談)※	1	2	3	4
	㉓ 成年後見制度利用支援事業	1	2	3	4
	㉔ 手話通訳者等派遣事業	1	2	3	4
	㉕ 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4
	㉖ 日常生活用具給付事業	1	2	3	4
	㉗ 移動支援事業	1	2	3	4
	㉘ 地域活動支援センター事業	1	2	3	4
	㉙ 日中一時支援事業	1	2	3	4

あさかし しょうがいしゃそうだんしえん じっし
※朝霞市では、はあとぴあ障害者相談支援センターで実施しています。

8 権利擁護について

問23 あなたは、「障害者虐待防止センター」をご存じですか。(○は1つ)

1 知っている

2 知らない

※朝霞市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人への虐待についての相談、通報等を受けており、関係機関との連携により解決に努めています。

問24 あなたは、「障害者差別解消法」をご存じですか。(○は1つ)

1 知っている

2 知らない

※障害者差別解消法は、国や市区町村などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者における「障害を理由とする差別」を解消するために制定された法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

問25 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)

1 ある ⇒問25-1へ

2 少しある ⇒問25-1へ

3 ない ⇒問26へ

【問25で「ある」または「少しある」と回答した方にお伺いします。】

問25-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(○はいくつでも)

1 学校等

6 余暇を楽しむとき

2 公共施設

7 病院などの医療機関

3 仕事場

8 住んでいる地域

4 仕事を探すとき

9 その他()

5 外出先

問26 あなたは、「成年後見制度」をご存じですか。(○は1つ)

1 名前も内容も知っている

2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

3 名前も内容も知らない

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、生活や財産管理などについて支援するための制度です。

とい せいねんこうけんせいど りよう
問27 「成年後見制度」の利用について(○は1つ)

- 1 利用している
- 2 現在は利用していないが、今後利用したい
- 3 利用したくない

とい みずか いし はんえい せいかつ おく ものごと き
問28 あなたは、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、物事を決めるため
てつだ ひつよう かん の手伝いが必要だと感じることはありますか。(○は1つ)

- 1 ある
- 2 たまにある
- 3 あまりない
- 4 ない
- 5 わからない

9 災害時の避難等について

とい じしん すいがいとう さいがいじ ひとり ひなん
問29 あなたは、地震や水害等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つ)

- 1 できる
- 2 できない
- 3 わからない

とい かぞく ふざい ばあい ひとりぐ ばあい きんじよ たす ひと
問30 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。
(○は1つ)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

とい じしん すいがいとう さいがいじ こま なん
問31 地震や水害等の災害時に困ることは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 投薬治療が受けられない
- 2 補装具の使用が困難になる
- 3 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
- 4 救助を求めることができない
- 5 安全なところまで、迅速に避難することができない
- 6 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
- 7 周囲とコミュニケーションがとれない
- 8 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安
- 9 その他()
- 10 特にない

とい し じっし ひなんこうどうようしえんしゃだいちょう とうろくせいど
問32 市が実施する避難行動要支援者台帳※登録制度について(○は1つ)

1 <input type="radio"/> 登録している	2 <input type="radio"/> 現在は登録していないが、今後登録したい	3 <input type="radio"/> 登録したくない	4 <input type="radio"/> わからない
--------------------------------	---	---------------------------------	-------------------------------

ひなんこうどうようしえんしゃだいちょう さいがいじ ひなん さい ざいたく しえん ひつよう かた ひなんこうどう
※避難行動要支援者台帳とは、災害時に避難をする際、在宅で支援を必要とする方(避難行動
ようしえんしゃ とうろく とどけで かた きさい ひなんしえん あんびかくにん
要支援者)のうち、登録を届出された方のみが記載されるもので、避難支援や安否確認のため、
ひなんしえんしゃ ていきょう かつよう
避難支援者に提供し活用されるものです。

10 あさかし 朝霞市のまちづくりについて

とい しょうがい ひと す まんぞくど
問33 障害のある人の住みやすいまちづくりについて、①から⑨のそれぞれについて、「満足度」
 こんご じゅうようせい りょうほう こた ばんごう
と「今後の重要性」の両方にお答えください。(番号に○)

	まんぞくど 満足度			こんご じゅうようせい 今後の重要性		
	まんぞく 満足	ふつう 普通	ふまん 不満	じゅうよう 重要	じゅうようよ うでない どちらでもない	じゅうよう 重要ではない
① 障害のある人への理解を進めるための教育 や広報活動の充実	1	2	3	1	2	3
② 地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	1	2	3	1	2	3
③ 福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実	1	2	3	1	2	3
④ 重度の障害のある人のための入所施設の整備	1	2	3	1	2	3
⑤ グループホームなど地域での生活の場の整備	1	2	3	1	2	3
⑥ リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	1	2	3	1	2	3
⑦ 障害のある人のための教育の充実	1	2	3	1	2	3
⑧ 働く場の確保	1	2	3	1	2	3
⑨ 参加しやすい余暇活動の援助や施設の整備	1	2	3	1	2	3

	まんぞくど 満足度			こんご じゅうようせい 今後の重要性		
	満足	普通	不満	重要	どちらでもない	重要ではない
⑩ 障害のある人とない人が交流する場の充実	1	2	3	1	2	3
⑪ 障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	1	2	3	1	2	3
⑫ 障害のある人のための住まいの確保・供給	1	2	3	1	2	3
⑬ 災害時における避難誘導体制の確立と訓練の実施	1	2	3	1	2	3
⑭ 悪質商法などの消費者トラブルから障害のある人を守るための相談や支援の充実	1	2	3	1	2	3
⑮ 福祉分野の専門的な人材の確保・養成	1	2	3	1	2	3
⑯ 福祉サービスの利用手続の電子化・スピード化	1	2	3	1	2	3
⑰ 障害者福祉に関する相談窓口の一本化や相談機能の充実	1	2	3	1	2	3
⑱ ボランティアの育成とネットワーク化	1	2	3	1	2	3
⑲ 障害のある人に対する差別解消及び虐待防止の取組	1	2	3	1	2	3
⑳ 保育所等での障害児療育の推進	1	2	3	1	2	3
㉑ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できる環境	1	2	3	1	2	3
㉒ 生活している地域にかかわらず等しく情報を得ることができる	1	2	3	1	2	3
㉓ 障害のあるなしにかかわらず、同じ情報を同じタイミングで取得できる	1	2	3	1	2	3
㉔ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用	1	2	3	1	2	3

しつもん いじょう さいご しょうがいふくし じぶん せいかつじょう ほか
質問は以上となります。最後に、障害福祉サービスやご自分の生活のこと、その他
あさかし しょうがいふくししさくぜんばん なに いけん じゆう きにゅう
朝霞市の障害福祉施策全般について、何かご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。



いそが なか きょうりょく
お忙しい中、ご協力ありがとうございました。
きにゅう お ちょうさひょう どうふう へんしんようふうとう い
なお、ご記入が終わりました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、
がつ にち とう きって ふよう
〇月〇日(〇)までにポストに投かんしてください(切手は不要です)。

あさかし しょうがいふくし およ ちいきせいかつしえんじぎょう いちらん
朝霞市 障害福祉サービス及び地域生活支援事業 一覧

しょうがいふくし いちらん
●障害福祉サービスの一覧

ざいたくせいかつ しえん 在宅生活を支援するサービス											
①居宅介護(ホームヘルプ)											
ホームヘルパーが障害のある人の自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事などの介助や、掃除、洗濯、調理などの家事援助を行います。											
②重度訪問介護											
重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。											
③重度障害者等包括支援											
常に介護が必要な方の中でも特に介護の必要度が高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。											
④短期入所(ショートステイ)											
在宅の障害のある人(児童)を介護する方が病気の場合などに、障害のある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。											
⑤自立生活援助											
一人暮らしに必要な理解力生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。											
がいしゅつ しえん 外出を支援するサービス											
⑥同行援護											
視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。											
⑦行動援護											
知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のために必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。											
ひるま せいかつ しえん 昼間の生活を支援するサービス											
⑧生活介護											
常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。											
⑨療養介護											
医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。											

す ば 住まいの場としてのサービス

きょうどうせいかつえんじょ

⑩共同生活援助(グループホーム)

やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にゅうよく はい しょくじ かいご にちじょう
夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活
せいかつじょ えんじょ おこな
生活上の援助を行ないます。

しせつにゅうしょしえん

⑪施設入所支援

しゆ やかん しせつ にゅうしょ しょうがい ひと じどう たい にゅうよく はい しょくじ かいご
主として夜間、施設に入所する障害のある人(児童)に対し、入浴や排せつ、食事の介護など
しえん おこな
の支援を行ないます。

くんれん 訓練のためのサービス

じりつくんれん きのうくんれん

⑫自立訓練(機能訓練)

しんないしようがい かたまた なんびょう わずら かた たい しょうがいしゃしえんしせつも しょうがいふくし
身体障害のある方又は難病を患っている方に対し、障害者支援施設若しくは障害福祉サ
じゅうしようまた じたく りがくりょうほう さぎょうりょうほう ひつよう しえん
ービス事業所又は自宅において、理学療法、作業療法、リハビリテーションなど、必要な支援を
おこな
行ないます。

じりつくんれん せいかつくんれん

⑬自立訓練(生活訓練)

ちてきしようがいまた せいしんしようがい かた たい しょうがいしゃしえんしせつも しょうがいふくし
知的障害又は精神障害のある方に対し、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス
じぎょうしようまた じたく にゅうよく はい しょくじとう かん じりつ にちじょうせいかつ いとな
事業所又は自宅において、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために
ひつよう くんれん じょげん しえん おこな
必要な訓練、助言などの支援を行ないます。

しゅうろうせんたくしえん

⑭就労選択支援

しようがい ひとほんにん しゅうろうさき はたら かた よ せんたく しゅうろう
障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント
しづまう かつよう ほんにん きぼう しゅうろうのうりょく てきせいとう あ せんたく しえん おこな
の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行ないます。

しゅうろういこうしえん

⑮就労移行支援

つうじょう じぎょうしょ はたら かた いってい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりょく こうじょう
通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための
くんれん おこな
訓練を行ないます。

しゅうろうけいぞくしえん がた

⑯就労継続支援(A型)

きぎょうとう しゅうろう こんなん しょうがい かた たい こようけいやく もと せいさんかつどう きかい
企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会
ていきよう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん しえん おこな
の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行ないます。

しゅうろうけいぞくしえん がた

⑰就労継続支援(B型)

つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん しょうがい かた しゅうろう きかい ていきよう せいさんかつどう
通常の事業所で働くことが困難な障害のある方に、就労の機会の提供や生産活動その
た かつどう きかい ていきよう ちしき のうりょく こうじょう くんれん おこな
他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のためにの訓練を行ないます。

しゅうろうていちゃくしえん

⑱就労定着支援

つうじょう じぎょうしょ はたら かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう しえん おこな
通常の事業所で働いている方に、就労を伴う生活面の課題に対応する支援を行なうサー
ビスです。

そうだんしえん
相談支援サービス

⑯計画相談支援

障害のある人の状況や意向等からサービス等利用計画を作成し、モニタリング(定期的な状況確認)を行い、必要時、相談しながら計画の調整を行います。

⑰地域移行支援・地域定着支援

長期に施設入所や精神科病院に入院している障害のある人を、地域における生活に移行するための住居の確保等必要な相談を行い、単身等で生活する者に、連絡体制を確保し、相談等必要な支援を行います。

●地域生活支援事業の一覧

事業の名称・内容

⑱障害者理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

⑲相談支援事業(一般的な相談)

障害のある方及びその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

⑳成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害がある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

㉑手話通訳者等派遣事業

聴覚、言語障害、音声機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳者の派遣などを行います。

㉒要約筆記者派遣事業

聴覚、言語障害、音声機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するるために、要約筆記者の派遣などを行います。

㉓日常生活用具給付事業

障害のある人(児童)の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具(特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引機、ストマ装具など)の給付を行います。

㉔移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加による外出のための支援を行います。

㉕地域活動支援センター事業

創造的な活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの事業を実施します。

にちゅういちじしえんじぎょう
㉙日中一時支援事業

しようがい ひと かぞく しゅうろうしえん しようがい ひと にちじょうてき かいご かぞく いちじてき
障害のある人の家族の就労支援や、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的
きゅうそく もくべき しょうがい ひと にちゅうかつどう ば ていきょう みまも しゃかい てきおう
な休息を目的として、障害のある人に日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するため
にちじょうてき くんれん しえん おこな
の日常的な訓練などの支援を行います。

しようがいふくし ちいきせいかつしえんじぎょう りょう じぎょう
障害福祉サービスや地域生活支援事業において、利用したいサービスや事業がございましたら、
かきとあ
下記までお問い合わせください。

とあ
【問い合わせ】

あさかし ふくしふ しようがいふくしが
朝霞市 福祉部 障害福祉課

でんわ 048-463-1598・1599(直通)
FAX 048-463-1025

どにち しゅくじつ のぞ ごぜん じ ぶん ごごじ ふん
※土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

だい あさ かし しょうがい ふく しけい かくとう さくてい かか 第8期朝霞市障害福祉計画等策定に係る ちようさ きょうりょく ねが アンケート調査へのご協力のお願い

ひ ほんし ふく しきぎょうせい りかい きょうりょく
日ごろより、本市の福祉行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

ほんし だい きあさ かし しょうがい ふく しけい かく たい きあさ かし しょうがい じふく しけい かく けいかく かん
本市では、「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の計画期間が
れいわ ねん がつまつ しゅうりょう あら けいかく だい きあさ かし しょうがい ふく しけい かく だい きあさ かし
令和9年3月末で終了するため、新たな計画(第8期朝霞市障害福祉計画・第4期朝霞市
しょうがい じふく しけい かく さくてい
障害児福祉計画)を策定いたします。

けいかく さくてい しょうがい かた じつじょう はあく あら
このたび、計画を策定するにあたり、障害のある方などの実情やニーズを把握し新たな
けいかく はんせい しない す しょうがい かた たし しせつ
計画に反映させるため、市内にお住まいの障害のある方など(他市の施設やグループホー
ムに入居している方を含む)を対象にアンケート調査を実施いたします。

ちようさ むきめい かいとう かいとう かた とくてい こじん
この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の
かいとうないよう あき
回答内容が明らかになることはありません。

かいとう ないよう とうけいてき しょり おこな けいかく さくてい およ かくしゅ しさく
また、ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定及び各種施策のため
の基礎資料としてのみ使用し、その他の目的には一切使用することはありません。

たいへん たほう おり ぞん ちようさ しゅし りかい かいとう
大変ご多忙の折とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますよ
うお願ひ申し上げます。

れいわ ねん がつ あさ かしちょう まつした まさよ
令和7年11月 朝霞市長 松下 昌代

きにゅうじょう ねが 記入上のお願い

◆郵送またはインターネットのいずれかを選択してご回答ください。両方から回答することはできません。

かいとう ぱあい べっし じげん ょ こ にゅうりょく
◆インターネット回答の場合は、別紙の2次元コードを読み込むか、URLをご入力ください。

ほんちょうさひょう あてな ほんにんさま しつもん ほんにんひょう ほごしやさま しつもん ほごしやひょう わ
◆本調査票は、宛名ご本人様への質問の【本人票】と、保護者様への質問の【保護者票】に分かれていますので、それぞれにお答えください。

しつもん かいとう はうほう しつもん ぶん きさい ょ こた
◆質問への回答方法は、それぞれの質問文に記載していますので、よく読んでお答えください。

ゆうそう ぱあい きにゅう お どうふう へんしんよう ふうとう い がつ にち
◆郵送の場合は、ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、〇月〇日(〇)までに
と きつて ふよう
ポストに投かんしてください(切手は不要です)。

ちようさ しつもん か き と あ
◆このアンケート調査についてのご質問などは、下記までお問い合わせください。

どうよう ちようさひょう つういじょうとど ぱあい あてな かた かいとう ねが
◆同様の調査票が2通以上届いた場合は、それぞれの宛名の方について、ご回答をお願いいたします。

と あ 【問い合わせ】

あさ かし ふく しどく しょうがい ふく しき か しょうがい きゅうふかかり
朝霞市 福祉部 障害福祉課 障害給付係

でんわ ちようつう 電話 048-463-1599(直通) FAX 048-463-1025

どにち しゆくじつ のぞ ごぜん じ ぶん ごご じ ふん
※土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

【 本人票 】

● 調査票が郵送された宛名ご本人様への質問となります。回答について、ご本人が直接記入するのが難しい場合は、ご家族や介助者の方が、ご本人の意思を尊重してお答えください。

● お答えいただく方について

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つ)

- 1 本人(この調査票が郵送された方)
- 2 本人の家族
- 3 家族以外の介助者

1 あなた※ご自身のことについて ※「あなた」とは、調査票が届いた人のことをいいます。

問2 あなたの年齢をお答えください。

年齢(数字を記入)	満(歳)(令和7年11月1日現在)
-----------	----	-----------------

2 あなたの障害の状況について

問3 あなたは、障害者手帳を持っていますか。(○は1つ)

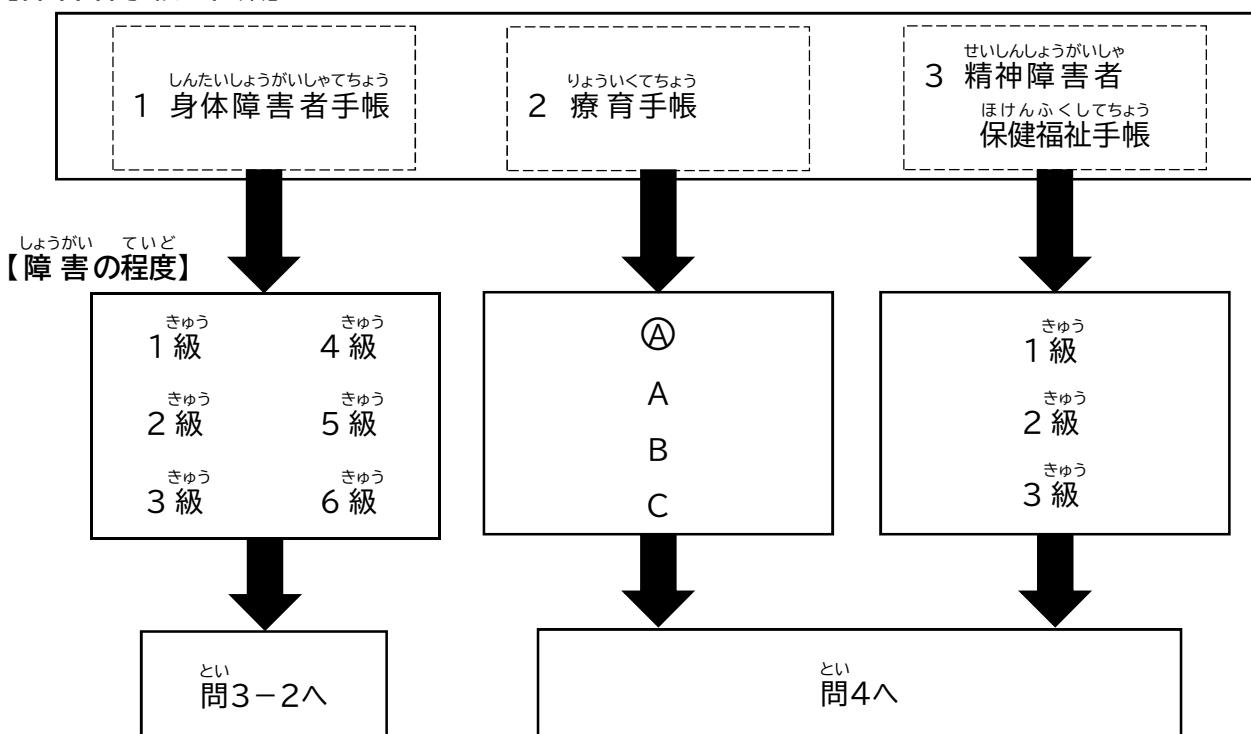
- 1 も持っている⇒問3-1へ
- 2 も持っていない⇒問4へ

【問3で「障害者手帳」を持っていると回答した方にお伺いします。】

【問3-1】あなたがお持ちの障害者手帳の種類と障害の程度をお答えください。

(あてはまる障害者手帳と障害の程度に○を付けてください。)

【障害者手帳の種類】



【問3-1で「身体障害者手帳」を持っていると回答した方にお伺いします。】

【問3-2】障害の種別をお答えください。(○はいくつでも)

1 視覚障害	5 肢体不自由(下肢)
2 聴覚または平衡機能障害	6 肢体不自由(体幹)
3 音声・言語・そしやく機能障害	7 内部障害(1~6以外)
4 肢体不自由(上肢)	

【問4】あなたは、難病(指定難病)※の認定を受けていますか。(○は1つ)

1 受けている	2 受けていない
---------	----------

※難病(指定難病)とは、筋萎縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾患その他の特殊な疾患をいいます。

とい はったつしようがい しんだん
問5 あなたは、発達障害※であると診断をされたことがありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

とい こうじのうきのうしようがい しんだん
問6 あなたは、高次脳機能障害※であると診断をされたことがありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

※高次脳機能障害とは、交通事故や脳血管疾患などの病気で脳に損傷を受けた後遺症として、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活において、支障をきたす障害で、外見からは分かりにくく、自覚できない場合もあるため、「見えない障害」とも言われています。

とい せんえんせいいしきしようがい じょうたい
問7 あなたは、遷延性意識障害※の状態にありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

※遷延性意識障害とは、交通事故や脳血管疾患等により、脳に損傷を受けた後、自らの意思と能力では、食事・排泄・会話等ができない状態が3か月以上続き、生活全般に介助を必要とする重複生活行動障害です。

とい げんざい しようがい じょうたい
問8 あなたが現在の障害の状態になったのはいつごろですか。(○は1つ)

1 出生時(出生前を含む)
2 0~5歳
3 6~15歳

4 16~17歳

5 わからない

3 あなたの介助について

とい にちじょうせいかつ つぎ
問9 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

(①から⑩についてそれぞれ○は1つ)

こうもく 項目	ひとり 一人でできる	いちぶ ときどき 一部(時々) かいじょ ひつよう 介助が必要	ぜんぶ 全部 かいじょ ひつよう 介助が必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

4 日中活動について

とい がいしゅつ さい おも どうはんしゃ
問10 あなたが、外出する際の主な同伴者はどなたですか。(○は1つ)

1 父母・祖父母・兄弟・姉妹	4 その他の人(ボランティアなど)
2 その他の親せき	5 ひとり がいしゅつ 一人で外出する
3 ホームヘルパーや施設の職員	6 ほとんど がいしゅつ 外出しない

とい がいしゅつ さい こま なん
問11 あなたが外出する際、困ることは何ですか。(○はいくつでも)

1 公共交通機関(電車やバスなど)が少ない(ない)または駅・バス停が遠い
2 電車やバスの乗り降りが困難
3 道路や駅に階段や段差が多い
4 電車やバスの料金の支払い方、乗り換えの方法がわかりにくい
5 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)
6 介助者が確保できない
7 外出にお金がかかる
8 周囲の目が気になる
9 発作など突然の身体の変化が心配
10 インフルエンザ等感染症の対策
11 その他()

5 せいかつぜんばん しゃかいさんか
生活全般・社会参加について

とい しょうらい く
問12 あなたは、将来どのように暮らしたいですか。(○は1つ)

1 親族だけに世話をしてもらって、自宅で生活したい
2 親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、自宅で生活したい
3 在宅福祉サービスを利用して、ひとりで生活したい
4 身の回りの世話をしてくれるひとがいて、仲間5人程度で一緒に共同住宅で生活したい(グループホーム)
5 常時介護をしてくれるひとがいる入所施設で暮らしたい
6 その他()
7 わからない

とい ふだん なや こま そだん
問13 あなたは、普段、悩みごとや困ったことがあるとき、どなたに相談していますか。

(○はいくつでも)

1	家族や親せき
2	友人・知人
3	近所の人
4	施設の指導員などの通所事業所の人
5	ホームヘルパーなどの訪問サービス事業所の人
6	障害者団体や家族会
7	かかりつけ医師や看護師
8	病院のケースワーカー
9	民生委員児童委員
10	保育所等や学校の先生
11	相談支援事業所の相談支援専門員
12	市役所の窓口、ケースワーカー
13	その他()
14	相談できる人はいない

とい しょうがい ふくし かん じょうほう し おお
問14 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。

(○はいくつでも)

1	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2	市役所の広報紙
3	インターネット
4	SNS(LINE・Facebook・X(旧twitter)など)
5	家族や親せき、友人・知人
6	サービス事業所の人や施設職員
7	障害者団体や家族会(団体の機関誌など)
8	かかりつけ医師や看護師
9	病院のケースワーカー
10	民生委員児童委員
11	保育所等や学校の先生
12	相談支援事業所などの相談窓口
13	市役所の窓口
14	その他()

とい げんざい こんご せいかつ ふあん おも
問15 あなたは、現在や今後の生活で不安に思っていることはありますか。(○はいくつでも)

せいかつひ 1 生活費について	10 さいがい はんざい かん 災害・犯罪に関すること
しょうがい びょうき 2 障害や病気のこと	11 はな あいて かん 話し相手に関すること
かいじょ ひと 3 介助してくれる人について	12 じょうほうしゅうしゅう かん 情報収集に関すること
おや こうれいか 4 親の高齢化について	13 がっこう しょくば にんげんかんけい かん 学校・職場などの人間関係に関すること
かじ にちじょうせいかつ 5 家事など日常生活のこと	14 かぞく ちいき かんけい かん 家族や地域との関係に関すること
しゅうしょく しごと 6 就職・仕事について	15 とく ふあん 特に不安はない
しんがく がっこうせいかつ 7 進学・学校生活について	16 た その他()
じゅうたく せいかつ ばしょ 8 住宅・生活の場所について	17 わからない
れんあい けっこん かん 9 恋愛や結婚に関すること	

とい しごと おも
問16 あなたは、仕事についてどう思いますか。(○は1つ)

1 しごと 仕事をしたい	2 しごと 仕事はしたくない	3 しごと 仕事はできない	4 わからない
--------------	----------------	---------------	---------

とい げんざいおこな かつどう こんご かつどう なん
問17 あなたの現在行っている活動、また、今後したい活動は何ですか。

(それぞれ○はいくつでも)

	げんざい おこな かつどう 現在、行っている活動	こんご かつどう 今後したい活動
きにゅうれい (記入例)① スポーツやレクリエーション	○	
① スポーツやレクリエーション		
りょこう ② 旅行		
か もの ③ 買い物		
かつどう ④ ボランティア活動		
しょうがいしゃだんたい かつどう ⑤ 障害者団体の活動		
しゅみ かつどう ⑥ 趣味などのサークル活動		
こうざ こうえんかい さんか ⑦ 講座や講演会などへの参加		
ちいき ぎょうじ まつり ⑧ 地域の行事やお祭		
ぶんか げいじゅつ そうさくときかつどう ⑨ 文化、芸術、創作的活動		
かつどう かつどう ⑩ 活動していない、活動したくない		
た ⑪ その他		

とい
問18 あなたは、今後も朝霞市に暮らし続けたいですか。(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

3 わからない

6 障害福祉サービス等の利用について

問19 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。

(項目ごとに1~4のうち、1つに○を付けてください)

※各サービスの内容については巻末(P23~)の「朝霞市 障害福祉サービス及び地域生活支援事業 一覧」をご覧ください。

現在の利用状況と今後3年以内の利用意向		1 現在利用しており、今後も利用したい	2 現在利用しているが、今後は利用しない	3 現在利用していないが、3年以内には利用したい	4 現在利用しておらず、今後も利用しない
障害のある児童へのサービス	① 児童発達支援	1	2	3	4
	② 居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	4
	③ 医療型児童発達支援	1	2	3	4
	④ 放課後等デイサービス	1	2	3	4
	⑤ 保育所等訪問支援	1	2	3	4
	⑥ 福祉型障害児入所施設	1	2	3	4
	⑦ 医療型障害児入所施設	1	2	3	4
	⑧ 障害児相談支援	1	2	3	4
障害福祉サービス	⑨ 居宅介護(ホームヘルプ)	1	2	3	4
	⑩ 重度訪問介護	1	2	3	4
	⑪ 短期入所(ショートステイ)	1	2	3	4
	⑫ 同行援護	1	2	3	4
	⑬ 行動援護	1	2	3	4
	⑭ 計画相談支援	1	2	3	4

げんざい りょうじょうきょう 現在の利用状況と こんご ねいない りょういこう 今後3年以内の利用意向		げんざいりょう 1 現在利用しており、今後も利用したい げんざいりょう 2 現在利用しているが、今後は利用しない げんざいりょう 3 現在利用していないが、3年以内には利用したい げんざいりょう 4 現在利用しておらず、今後も利用しない	
地域生活支援事業 ちいきせいかつしえんじぎょう	⑯ 障害者理解促進研修・ けいはつじぎょう 啓発事業	1 2 3 4	
	⑯ 相談支援事業 いつばんてき そうだん (一般的な相談)※	1 2 3 4	
	⑯ 成年後見制度利用支援事業 せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう	1 2 3 4	
	⑯ 手話通訳者等派遣事業 しゅわつうやくしゃとうはけんじぎょう	1 2 3 4	
	⑯ 要約筆記者派遣事業 ようやくひつきしゃはけんじぎょう	1 2 3 4	
	⑯ 日常生活用具給付事業 にちじょうせいいかつよう くきゅうふじぎょう	1 2 3 4	
	⑯ 移動支援事業 いどうしえんじぎょう	1 2 3 4	
	⑯ 地域活動支援センター事業 ちいきかつどうしえん じぎょう	1 2 3 4	
	⑯ 日中一時支援事業 にっちゅういちじしえんじぎょう	1 2 3 4	

あさかし しようがいしゃそうだんしえん
※朝霞市では、はあとぴあ障害者相談支援センターで実施しています。
じっし

7 権利擁護について

とい しょん
問20 あなたは、「障害者虐待防止センター」※をご存じですか。(○は1つ)

1 知っている	2 知らない
---------	--------

あさかし しょうがいふくしかない しょうがいしゃざやくたいぼうし ぞん
※朝霞市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人への虐待に
そだん つうほうとう う かんけいきかん れんけい かいけつ つと
についての相談、通報等を受けており、関係機関との連携により解決に努めています。

とい しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぞん
問21 あなたは、「障害者差別解消法」※をご存じですか。(○は1つ)

1 知っている

2 知らない

しょうがいしゃさべつかいしょうほう くに し く ちゅうそん ぎょうせいきかん かいしゃ みせ みんかんじきょうしゃ
※障害者差別解消法は、国や市区町村などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者における「障害を理由とする差別」を解消するために制定された法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることをめざ目指しています。

とい しょうがい さべつ いや おも
問22 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)

1 ある ⇒問22-1へ

2 少しある ⇒問22-1へ

3 ない ⇒問23へ

とい すこ かいどう かた うかが
【問22で「ある」または「少しある」と回答した方にお伺いします。】

とい ばしょ さべつ いや おも
問22-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(○はいくつでも)

1 保育所等

6 余暇を楽しむとき

2 学校等

7 病院などの医療機関

3 公共施設

8 住んでいる地域

4 仕事を探すとき

9 その他()

5 外出先

とい せいねんこうけんせいど ぞん
問23 あなたは、「成年後見制度」をご存じですか。(○は1つ)

1 名前も内容も知っている

2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

3 名前も内容も知らない

せいねんこうけんせいど にんちしよう ちてきしようがい せいしんしようがい りゅう はんだんのうりょく ふじゅうぶん かたがた
※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を
ほご せいかつ ざいさんかんり しえん せいど
保護し、生活や財産管理などについて支援するための制度です。

とい せいねんこうけんせいど りょう
問24 「成年後見制度」の利用について(○は1つ)

1 利用している

2 現在は利用していないが、今後利用したい

3 利用したくない

とい
問25 あなたは、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、物事を決めるため
てつだ ひつよう かん
の手伝いが必要だと感じることはありますか。(○は1つ)

1 ある	4 ない
2 たまにある	5 わからない
3 あまりない	

8 災害時の避難等について

とい
問26 あなたは、地震や水害等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つ)

1 できる	2 できない	3 わからない
-------	--------	---------

とい
問27 家族が不在の場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つ)

1 いる	2 いない	3 わからない
------	-------	---------

とい
問28 地震や水害等の災害時に困ることは何ですか。(○はいくつでも)

1 投薬治療が受けられない
2 補装具の使用が困難になる
3 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4 救助を求めることができない
5 安全なところまで、迅速に避難することができない
6 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
7 周囲とコミュニケーションがとれない
8 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安
9 その他()
10 特にない

とい し じっし ひなんこうどうようしえんしゃだいちょうとうろくせいど
問29 市が実施する避難行動要支援者台帳登録制度※について(○は1つ)

とうろく 1 登録している	げんざい とうろく 2 現在は登録していないが、今後登録したい	とうろく 3 登録したくない	4 わからない
------------------	------------------------------------	-------------------	---------

ひなんこうどうようしえんしゃだいちょう さいがいじ ひなん さい ざいたく しえん ひつよう かた ひなんこうどう
※避難行動要支援者台帳とは、災害時に避難をする際、在宅で支援を必要とする方(避難行動
ようしえんしゃ とうろく とどけで かた きさい ひなんしえん あんびかくにん
要支援者)のうち、登録を届出された方のみが記載されるもので、避難支援や安否確認のため、
ひなんしえんしゃ ていきょう かつよう
避難支援者に提供し活用されるものです。

あさかし
9 朝霞市のまちづくりについて

とい しょうがい ひと す
問30 障害のある人の住みやすいまちづくりについて、①から⑥のそれぞれについて、「満足度」
こんご じゅうようせい りょうほう こた ばんどう
と「今後の重要性」の両方にお答えください。(番号に○)

	まんぞくど 満足度			こんご じゅうようせい 今後の重要性		
	満足	普通	不満	重要	どちらでもない	重要ではない
① 障害のある人への理解を進めるための教育 や広報活動の充実	1	2	3	1	2	3
② 地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	1	2	3	1	2	3
③ 福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実	1	2	3	1	2	3
④ 重度の障害のある人のための入所施設の整備	1	2	3	1	2	3
⑤ グループホームなど地域での生活の場の整備	1	2	3	1	2	3
⑥ リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	1	2	3	1	2	3

⑦ 障害のある人のための教育の充実	1	2	3	1	2	3
⑧ 働く場の確保	1	2	3	1	2	3
⑨ 参加しやすい余暇活動の援助や施設の整備	1	2	3	1	2	3
⑩ 障害のある人との人が交流する場の充実	1	2	3	1	2	3
⑪ 障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	1	2	3	1	2	3
⑫ 障害のある人のための住まいの確保・供給	1	2	3	1	2	3
⑬ 災害時における避難誘導体制の確立と訓練の実施	1	2	3	1	2	3
⑭ 悪質商法などの消費者トラブルから障害のある人を守るための相談や支援の充実	1	2	3	1	2	3
⑮ 福祉分野の専門的な人材の確保・養成	1	2	3	1	2	3
⑯ 福祉サービスの利用手続の電子化・スピード化	1	2	3	1	2	3
⑰ 障害者福祉に関する相談窓口の一本化や相談機能の充実	1	2	3	1	2	3
⑱ ボランティアの育成とネットワーク化	1	2	3	1	2	3
⑲ 障害のある人に対する差別解消及び虐待防止の取組	1	2	3	1	2	3
⑳ 保育所等での障害児療育の推進	1	2	3	1	2	3
㉑ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できる環境	1	2	3	1	2	3
㉒ 生活している地域にかかわらず等しく情報を得ることができる	1	2	3	1	2	3
㉓ 障害のあるなしにかかわらず、同じ情報を同じタイミングで取得できる	1	2	3	1	2	3
㉔ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用	1	2	3	1	2	3

【 保護者票 】

●ここからは調査票が郵送された方の保護者様への質問となりますので、質問には保護者様が
お答えください。

1 相談について

問1 お子さんの子育てをする上で、不安になったとき、誰に(どこに)相談しますか。

(○はいくつでも)

1 家族・親族	8 小中学校の特別支援学級
2 友人・知人	9 特別支援学校
3 かかりつけの病院	10 児童相談所
4 市役所	11 放課後等デイサービス事業所
5 保健センター	12 子育て支援センター
6 児童発達支援事業所・児童発達支援センター	13 その他()
7 保育所、幼稚園、認定こども園(以下保育所等という)、学校	14 そのような人はいない

問2 子育てに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(○はいくつでも)

1 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2 市の広報紙
3 インターネット
4 SNS(LINE・Facebook・X(旧twitter) など)
5 家族や親せき、友人・知人
6 サービス事業所の人や施設職員
7 障害者団体や家族会(団体の機関誌など)
8 かかりつけ医師や看護師
9 病院のケースワーカー
10 民生委員児童委員
11 保育所等、学校の先生
12 相談支援事業所などの相談窓口
13 市役所の窓口
14 保健センター
15 子育て支援センター、児童館
16 その他()

問3 子育てをする上で、不安になったとき、早期に適切な支援を受けるために必要なことは何だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 専門家による相談体制を充実させる
- 2 乳幼児の健康診断を充実させる
- 3 電話・メールによる相談体制を充実させる
- 4 関連するサービスについての情報提供を充実させる
- 5 家庭訪問による相談や支援サービスを充実させる
- 6 その他()
- 7 特にない

2 お子さんの日中活動・教育について

問4 お子さんは、平日の日中、どのように過ごしていますか。(○はいくつでも)

- 1 保育所等に通っている
- 2 小中学校の普通学級に通っている
- 3 小中学校の特別支援学級に通っている
- 4 特別支援学校に通っている
- 5 高等学校等(通信制、定時制等を含む)に通っている
- 6 児童発達支援事業所・児童発達支援センターに通っている
- 7 放課後等デイサービス事業所に通っている
- 8 家にいる
- 9 その他()

問5 保育所等、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、学校などに通っていて困ることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 通うのが大変(具体的に:)
- 2 トイレなどの施設が整っていない
- 3 介助体制が十分でない
- 4 先生の理解や配慮が足りない
- 5 まわりの園児・児童・生徒たちの理解が得られない
- 6 友達ができない
- 7 通常の学級に入れてもらえない
- 8 医療的ケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられない
- 9 きょうだい児のフォロー
- 10 その他()
- 11 特に困っていることはない

問6 お子さんが受けている支援等について、充実させるべきだと思う点はありますか。
(○はいくつでも)

- 1 会話やコミュニケーションに関する支援
- 2 トイレや食事など日常生活に関する支援
- 3 言葉や読み書きに関する支援
- 4 友達など人とのかかわり方に関する支援
- 5 保護者への支援
- 6 保育所等での受け入れ体制の充実
- 7 費用に関する補助
- 8 送り迎えなど通所・通園に関するサービス
- 9 施設や保育所職員・幼稚園教諭等のスキルアップ
- 10 医療的ケアが必要な児童への支援
- 11 通園、普通学級などインクルーシブへの取り組み
- 12 様々な体験や社会参加の機会の充実
- 13 その他()
- 14 特にない

問7 お子さんが受けている教育や、学校生活について、充実させるべきと思う点はありますか。

なお、お子さんが就学前の場合は、就学後を想定してお答えください。(○はいくつでも)

1 学習指導	7 教職員の理解・支援
2 学校や施設の設備	8 就労に向けた教育
3 ガイドヘルパーによる通学時の介助	9 クラブ・部活動などの課外活動
4 スクールバスなどによる通学時の送迎	10 看護師の配置
5 カウンセリングなどの心のサポート	11 その他()
6 友人との関係づくり	12 特にない

問8 現在の就園・就学状況について、利用しているものを教えてください。(○は1つ)

1 保育所等(加配なし)	5 特別支援学校
2 保育所等(加配あり)	6 高等学校等
3 小中学校の普通学級	7 その他()
4 小中学校の特別支援学級	

問9 今後の就園・就学について、利用を考えているものを教えてください。(○はいくつでも)

1 保育所等(加配なし)	5 特別支援学校
2 保育所等(加配あり)	6 高等学校等
3 小中学校の普通学級	7 その他()
4 小中学校の特別支援学級	

【問9で「小中学校の特別支援学級」「特別支援学校」と回答した方にお伺いします。】

問9-1 「小中学校の特別支援学級」「特別支援学校」を選択した理由は何ですか。

(○はいくつでも)

1 特性にあった教育を受けられるため	4 他の子とのトラブルを防ぐため
2 少人数教育に魅力を感じたため	5 普通学級では受け入れが困難と言われたため
3 将来の進路を考えたため	6 その他()

問10 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用していますか。(○は1つ)

1 利用している	2 利用していない
----------	-----------

【問 10 で「利用している」と回答した方にお伺いします。】

問 10-1 療育をすすめられたところはどこですか。(○はいくつでも)

1 保育所等	7 児童相談所
2 学校	8 インターネット、SNS
3 病院(医者)	9 家族・親族
4 市役所	10 友人・知人
5 保健センター	11 その他()
6 子育て支援センター	

【問 10 で「利用している」と回答した方にお伺いします。】

問 10-2 利用している目的は何ですか。(○はいくつでも)

1 できないことをできるようにするため	6 集団生活に慣れさせるため
2 日常生活に必要な能力を身に着けるため	7 学習支援を受けるため
3 社会性、コミュニケーション能力を身に着けるため	8 子供を預かってほしいため
4 保育所等や学校などになじめないため	9 その他()
5 本人が安心できる居場所を作るため	

【問 10 で「利用している」と回答した方にお伺いします。】

問 10-3 施設を選ぶ際に重視する点を何ですか。(○はいくつでも)

1 サービスが充実している	7 短時間利用ができる
2 専門性が高い	8 学習障害児に対する支援が充実している
3 集団療育を行っている	9 医療的ケア児に対する支援が充実している
4 個別療育を行っている	10 費用が安い
5 中高生の受け入れがある	11 送迎が受けられる
6 長時間利用ができる	12 その他()

【問 10 で「利用している」と回答した方にお伺いします。】

問 10-4 利用した結果、ご家庭や保育所等、学校などでどう生かされていますか。ご自由にお書きください。

3 お子さんの将来について

問 11 お子さんには、将来どのように暮らしてほしいですか。(○は1つ)

1 自宅で家族と暮らしてほしい	4 施設で暮らしてほしい
2 独立して暮らしてほしい	5 その他()
3 グループホームで暮らしてほしい	6 分からない

問 12 お子さんの将来を考えて、不安に思うことは何ですか。(○はいくつでも)

1 生活費について	10 災害・犯罪に関すること
2 病気や障害のこと	11 話し相手に関すること
3 介助してくれる人について	12 情報収集に関すること
4 親の高齢化について(親亡き後)	13 学校・職場などの人間関係に関すること
5 家事など日常生活のこと	14 家族や地域との関係に関すること
6 就職・仕事について	15 地域の中で過ごせる障害福祉サービスの不足
7 進学・学校生活について	16 その他()
8 住宅・生活の場所について	17 特に不安はない
9 恋愛や結婚に関するこ	18 分からない

しつもん いじょう さいご しがうがいふくし じぶん せいかつじょう ほか
質問は以上となります。最後に、障害福祉サービスやご自分の生活上のこと、その他
あさかし しがうがいふくししさくせんばん なに いけん じゅう きにゅう
朝霞市の障害福祉施策全般について、何かご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

いそが なか きょうりょく
お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

きにゅう お ちょうさひょう どうふう へんしんようふうとう い
なお、ご記入が終わりました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

がつ にち とう きつて ふよう
●月●日(●)までにポストに投かんしてください(切手は不要です)。

あさかし しょうがいふくし およ ちいきせいかつしえんじぎょう いちらん
朝霞市 障害福祉サービス及び地域生活支援事業 一覧

しょうがいふくし いちらん
●障害福祉サービスの一覧

ざいたくせいかつ しえん 在宅生活を支援するサービス											
①居宅介護(ホームヘルプ)											
ホームヘルパーが障害のある人の自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事などの介助や、掃除、洗濯、調理などの家事援助を行います。											
②重度訪問介護											
重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。											
③重度障害者等包括支援											
常に介護が必要な方の中でも特に介護の必要度が高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。											
④短期入所(ショートステイ)											
在宅の障害のある人(児童)を介護する方が病気の場合などに、障害のある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。											
⑤自立生活援助											
一人暮らしに必要な理解力生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。											
がいしゅつ しえん 外出を支援するサービス											
⑥同行援護											
視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。											
⑦行動援護											
知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のために必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。											
ひるま せいかつ しえん 昼間の生活を支援するサービス											
⑧生活介護											
常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。											
⑨療養介護											
医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。											

す ば 住まいの場としてのサービス

きょうどうせいかつえんじょ ⑩共同生活援助(グループホーム)

やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にゅうよく はい しょくじ かいご にじょう
夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活
せいかつじょ えんじょ おこな
生活上の援助を行ないます。

しせつにゅうしょしえん ⑪施設入所支援

しゆ やかん しせつ にゅうしょ しょうがい ひと じどう たい にゅうよく はい しょくじ かいご
主として夜間、施設に入所する障害のある人(児童)に対し、入浴や排せつ、食事の介護など
しえん おこな
の支援を行ないます。

くんれん 訓練のためのサービス

じりつくんれん きのうくんれん ⑫自立訓練(機能訓練)

しんないしようがい かたまた なんびょう わづら かた たい しょうがいしゃしえんしせつも しょうがいふくし
身体障害のある方又は難病を患っている方に対し、障害者支援施設若しくは障害福祉サ
じゅうしようまた じたく りがくりょうほう さぎょうりょうほう ひつよう しえん
ービス事業所又は自宅において、理学療法、作業療法、リハビリテーションなど、必要な支援を
おこな
行ないます。

じりつくんれん せいかつくんれん ⑬自立訓練(生活訓練)

ちてきしようがいまた せいしんしようがい かた たい しょうがいしゃしえんしせつも しょうがいふくし
知的障害又は精神障害のある方に対し、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス
じきょうしようまた じたく にゅうよく はい しょくじとう かん じりつ にじょうせいかつ いとな
事業所又は自宅において、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために
ひつよう くんれん じょげん しえん おこな
必要な訓練、助言などの支援を行ないます。

しゅうろうせんたくしえん ⑭就労選択支援

しようがい ひとほんにん しゅうろうさき はたら かた よ せんたく しゅうろう
障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメン
しゅほう かつよう ほんにん きぼう しゅうろうのうりょく てきせいとう あ せんたく しえん おこな
トの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行ないます。

しゅうろういこうしえん ⑮就労移行支援

つうじょう じきょうしょ はたら かた いってい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりょく こうじょう
通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための
くんれん おこな
訓練を行ないます。

しゅうろうけいぞくしえん がた ⑯就労継続支援(A型)

きぎょうとう しゅうろう こんなん しようがい かた たい こようけいやく もと せいさんかつどう きかい
企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会
ていきょう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん しえん おこな
の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行ないます。

しゅうろうけいぞくしえん がた ⑰就労継続支援(B型)

つうじょう じきょうしょ はたら こんなん しようがい かた しゅうろう きかい ていきょう せいさんかつどう
通常の事業所で働くことが困難な障害のある方に、就労の機会の提供や生産活動その
た かつどう きかい ていきょう ちしき のうりょく こうじょう くんれん おこな
他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のためにの訓練を行ないます。

しゅうろうういちやくしえん ⑱就労定着支援

つうじょう じきょうしょ はたら かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう しえん おこな
通常の事業所で働いている方に、就労を伴う生活面の課題に対応する支援を行なうサー
ビスです。

そだんしえん 相談支援サービス

けいかくそだんしえん ⑲計画相談支援

しようがい ひと じょうきょう いこうとう とうり ようけいかく さくせい ていきてき
障害のある人の状況や意向等からサービス等利用計画を作成し、モニタリング(定期的な
じょうきょうかくにん おこな ひつよう じ そだん けいかく ちょうせい おこな
状況確認)を行い、必要時、相談しながら計画の調整を行ないます。

<p>②地域移行支援・地域定着支援</p> <p>長期に施設入所や精神科病院に入院している障害のある人を、地域における生活に移行するための住居の確保等必要な相談を行い、単身等で生活する者に、連絡体制を確保し、相談等必要な支援を行います。</p>
<p>障害のある児童を支援するサービス</p>
<p>②児童発達支援</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。</p>
<p>②居宅訪問型児童発達支援</p> <p>重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行なうサービスです。</p>
<p>②医療型児童発達支援</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。</p>
<p>④放課後等デイサービス</p> <p>学校の授業終了後や夏休みなどに、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。</p>
<p>⑤保育所等訪問支援</p> <p>保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障害のある児童に対して、療育の専門スタッフが訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。</p>
<p>⑥福祉型障害児入所施設</p> <p>障害児入所施設に入所する障害のある児童に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行います。</p>
<p>⑦医療型障害児入所施設</p> <p>障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行います。</p>
<p>⑧障害児相談支援</p> <p>障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業所との連絡調整を行うサービスです。</p>

●地域生活支援事業の一覧

<p>事業の名称・内容</p>
<p>⑨障害者理解促進研修・啓発事業</p> <p>地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。</p>

<p>③③相談支援事業(一般的な相談)</p> <p>障害のある方及びその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。</p>
<p>③③成年後見制度利用支援事業</p> <p>障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害がある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。</p>
<p>③③手話通訳者等派遣事業</p> <p>聴覚、言語障害、音声機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳者の派遣などを行います。</p>
<p>③③要約筆記者派遣事業</p> <p>聴覚、言語障害、音声機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、要約筆記者の派遣などを行います。</p>
<p>③③日常生活用具給付事業</p> <p>障害のある人(児童)の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具(特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引機、ストマ装具など)の給付を行います。</p>
<p>③③移動支援事業</p> <p>屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加による外出のための支援を行います。</p>
<p>③③地域活動支援センター事業</p> <p>創作的な活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの事業を実施します。</p>
<p>③③日中一時支援事業</p> <p>障害のある人の家族の就労支援や、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人に日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。</p>

障害福祉サービスや地域生活支援事業において、利用したいサービスや事業がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

朝霞市 福祉部 障害福祉課

電話 048-463-1598・1599(直通)

FAX 048-463-1025

※土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

第8期朝霞市障害福祉計画等策定に係る アンケート調査へのご協力のお願い



日ごろより、本市の福祉行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の計画期間が令和9年3月末で終了するため、新たな計画(第8期朝霞市障害福祉計画・第4期朝霞市障害児福祉計画)を策定いたします。

このたび、計画を策定するにあたり、よりよい計画づくりをするためにアンケート調査を実施することになりましたので、みなさまのご意見をお聞かせください。

ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定及び各種施策のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的には一切使用することはありません。

大変ご多忙の折とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年11月 朝霞市長 松下 昌代

- ◆ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、○月○日(○)までに、ポストに投かんしてください。(切手は不要です。)
- ◆アンケートにお答えいただいた団体のみ、計画書に団体名を記載させていただく予定です。その他、調査についてのご質問などは、下記までお問い合わせください。

朝霞市 福祉部 障害福祉課 障害給付係
電話:048-463-1599(直通)
FAX:048-463-1025
E-mail:syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

1 貴団体の概要について

問1 令和7年11月1日現在の貴団体についてご記入ください。

①団体名					
②設立年	昭和・平成・令和 年				
③対象の障害 (○はいくつでも)	1 身体	2 知的	3 精神	4 難病	
	5 障害のある児童		6 その他		
④会員数	会員()人 【男性()人 女性()人】				

2 貴団体の活動について

問2 貴団体の活動目的は何ですか。(○はいくつでも)

1 自立生活	4 情報交換
2 社会参加	5 文化活動
3 障害者理解	6 その他()

問3 活動するうえで困っていることは何ですか。(○はいくつでも)

1 事業の企画	5 後継者問題	9 団体の運営に携わる人材の確保
2 運営方法	6 社会の理解不足	10 その他()
3 活動場所の確保	7 ネットワークづくり	11 特にない
4 会員の意識	8 財政問題	

問4 具体的な活動内容を教えてください。

--	--	--

問5 過去1年間で会員数の増減はありましたか。(○は1つ)

1 増えた	4 やや減った
2 やや増えた	5 かなり減った
3 かわらない	

問6 会員を増やすために行っている取り組みがあれば教えてください。

問7 貴団体が活動していくうえで市に望むことはどのようなことですか。(○はいくつでも)

1 団体や活動についてのPR	7 他団体とのネットワーク化
2 活動上必要な情報の提供	8 団体運営上の助言
3 活動場所の提供	9 設備・備品の充実
4 会員募集の支援	10 成果の発表の場の提供
5 リーダーの養成支援	11 その他()
6 経済的支援	12 特にない

問8 朝霞市で活動しようと思った理由を教えてください。

問9 会員からは、どのようなサービスを望む声が多いですか。(○はいくつでも)

1 居宅介護	20 地域移行支援・地域定着支援
2 重度訪問介護	21 児童発達支援
3 重度障害者等包括支援	22 居宅訪問型児童発達支援
4 短期入所	23 医療型児童発達支援
5 自立生活援助	24 放課後等デイサービス
6 同行援護	25 保育所等訪問支援
7 行動援護	26 福祉型障害児入所施設
8 生活介護	27 医療型障害児入所施設
9 療養介護	28 障害児相談支援
10 共同生活援助	29 障害者理解促進研修・啓発事業
11 施設入所支援	30 相談支援事業(一般的な相談)
12 自立訓練(機能訓練)	31 成年後見制度利用支援事業
13 自立訓練(生活訓練)	32 手話通訳者等派遣事業
14 就労選択支援	33 要約筆記者派遣事業
15 就労移行支援	34 日常生活用具給付事業
16 就労継続支援(A型)	35 移動支援事業
17 就労継続支援(B型)	36 地域活動支援センター事業
18 就労定着支援	37 日中一時支援事業
19 計画相談支援	38 その他()

問10 これから団体として力を入れていきたい活動があれば、具体的にお書きください。

（ここに回答を記入）

3 地域活動について

問11 普段活動される中で、会員や参加者からどのような日常の困りごと、地域の問題を聞かれますか。具体的にお書きください。

（ここに回答を記入）

4 障害のある人・障害のある児童への支援について

問12 今後、障害福祉を充実させるために、朝霞市がどのようなことに力を入れていく必要があると思われますか。(○はいくつでも)

- 1 障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発
- 2 相談窓口や情報提供の充実
- 3 ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
- 4 生活訓練や一時預かりなどの福祉サービスの充実(日中活動の場の提供)
- 5 グループホームなど地域で生活するための住まいの充実
- 6 入所施設や病院から地域生活への移行の推進
- 7 障害の早期発見・早期療育体制の充実
- 8 長期入院している精神障害者の退院促進
- 9 障害の状況に応じた適切な保育、教育の充実
- 10 スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進
- 11 障害児が学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実
- 12 就労に向けた支援の充実と雇用の促進
- 13 市内企業、公共機関の障害者雇用の促進
- 14 健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実(医療費の軽減、障害の早期予防)
- 15 道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進
- 16 安心して住める住宅の整備
(住宅のバリアフリー化、障害のある人に適した市営住宅の確保など)
- 17 障害児が地域で安心・安全に遊べる場所の充実
- 18 外出支援の充実や交通機関等の整備(移動手段の確保)
- 19 差別の解消や権利擁護の推進
(障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止)
- 20 コミュニケーション支援の充実(手話通訳者、要約筆記者の派遣など)
- 21 障害のある人本人の意思を尊重する意思決定支援の充実
- 22 障害のある人同士や地域の人などと交流できる場の整備
- 23 障害のある人を支援するボランティアの育成と活動支援
- 24 当事者や家族へのカウンセリングの充実
- 25 ピアカウンセリングの充実
- 26 アウトリーチ支援の活用
- 27 災害等の非常時の情報提供・避難体制の整備
- 28 その他()

問13 問12で○をつけたもののうち、実施してほしい具体策等があればご記入ください。

朝霞市の障害福祉施策について、ご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

第8期朝霞市障害福祉計画等策定に係る アンケート調査へのご協力のお願い

日ごろより、本市の福祉行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の計画期間が令和9年3月末で終了するため、新たな計画(第8期朝霞市障害福祉計画・第4期朝霞市障害児福祉計画)を策定いたします。

このたび、計画を策定するにあたり、よりよい計画づくりのためにアンケート調査を実施することになりましたので、みなさまのご意見をお聞かせください。

ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定及び各種施策のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的には一切使用することはありません。

大変ご多忙の折とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年11月 朝霞市長 松下 昌代

◆調査の対象は、市内の福祉関係事業所です。

複数の事業所を運営する法人様におかれましては、事業所ごとの回答をお願いいたします。
(事業所名が異なる場合は、それぞれご回答ください。)

●月●日(●)までに、回答してください。

◆アンケートにお答えいただいた団体のみ、計画書に事業所名を記載させていただく予定です。

<一時保存・登録の手順>

- ・回答途中に「一時保存」ボタンにて一時中断が可能です。(ボタンは画面の一番下)
⇒一時中断した場合、再度、二次元コードを読み取るか、PC やスマートフォンに URL を行
うことで、回答を再開できます。
(「つづきから回答する」のボタンを押して、再開してください。)
⇒または、「一時保存」した際に表示される URL を保存しておけば、回答を再開できます。
- ・全ての質問に回答した後に「次へ」を押すと、確認画面に進みます。
⇒回答に問題なければ、「登録」ボタンを押して完了となります。
⇒回答に間違いがあれば、「戻る」ボタンで画面を移動し、修正を行ってください。
その後に、確認画面に戻り「登録」ボタンを押して、完了となります。

【問い合わせ】

朝霞市 福祉部 障害福祉課 障害給付係
電話:048-463-1599(直通) FAX:048-463-1025
E-mail:syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp
※土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

1 貴事業所の概要について

問1 令和7年11月1日現在の貴事業所についてご記入ください。

①事業所名					
②運営事業者					
③設立年	昭和・平成・令和 年				
④対象の障害 (○はいくつでも)	1 身体	2 知的	3 精神	4 難病	
	5 障害のある児童		6 その他		
⑤提供している サービス内容					

2 障害福祉サービス等の提供について

問2 利用者からは、どのようなサービスを望む声が多いですか。(○はいくつでも)

1 居宅介護	20 地域移行支援・地域定着支援
2 重度訪問介護	21 児童発達支援
3 重度障害者等包括支援	22 居宅訪問型児童発達支援
4 短期入所	23 医療型児童発達支援
5 自立生活援助	24 放課後等デイサービス
6 同行援護	25 保育所等訪問支援
7 行動援護	26 福祉型障害児入所施設
8 生活介護	27 医療型障害児入所施設
9 療養介護	28 障害児相談支援
10 共同生活援助	29 障害者理解促進研修・啓発事業
11 施設入所支援	30 相談支援事業(一般的な相談)
12 自立訓練(機能訓練)	31 成年後見制度利用支援事業
13 自立訓練(生活訓練)	32 手話通訳者等派遣事業
14 就労選択支援	33 要約筆記者派遣事業
15 就労移行支援	34 日常生活用具給付事業
16 就労継続支援(A型)	35 移動支援事業
17 就労継続支援(B型)	36 地域活動支援センター事業
18 就労定着支援	37 日中一時支援事業
19 計画相談支援	38 その他()

3 貴事業所の運営について

問3 現在のサービス提供体制において、従業員の配置状況はどのように感じていますか。

(○は1つ)

1 過剰である	4 やや不足している
2 やや過剰である	5 不足している
3 過不足なく適当である	

問4 貴事業所の運営に関する問題はどのようなことがありますか。(○はいくつでも)

1 人材確保が難しい <u>→問4-1へ</u>	6 報酬が労働実態にそぐわない
2 人材育成が難しい	7 利用者の継続的な確保が難しい
3 労働条件が整わない	8 その他()
4 経営経費・活動資金が不足している	9 特に問題はない
5 施設・設備の改善が難しい	

【問4で「1 人材確保が難しい」と回答した方に伺います。】

問4-1 人材確保について、どのような課題がありますか。(○はいくつでも)

1 新規学卒者の確保が難しい	
2 一定の技術を持つ人材の確保が難しい	
3 夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある	
4 特定の職種の確保が難しい(具体的に:)	
5 転職や退職が多く、人材の定着が難しい	
6 その他()	

問5 人材確保のため、何か取組はしていますか。また、取組を行っている場合、最も効果があったと感じる取組をお答えください。(○はいくつでも)

1 ハローワークへの求人掲載	
2 学校・養成機関への求人	
3 求人募集誌・求人情報サイトへの掲載	
4 新聞へ折り込みチラシ	
5 法人・事業所のホームページ(SNS 含む)	
6 職員の親族・知人の紹介依頼	
7 インターンシップ・実習等の受け入れ	
8 一般の就職・転職フェアなどへの参加	
9 福祉業界に特化した就職・転職フェアなどへの参加	
10 その他()	
11 特に行っていない	

◆最も効果があったと感じる取組の番号を記入してください。

問6 人材育成について、人材の質の向上や処遇の改善のために取り組んでいることがあれば教えてください。(○はいくつでも)

1 研修	4 資格手当
2 事例検討	5 その他()
3 資格取得支援	6 何も実施していない

問7 職場定着のための取組はどのように行っていますか。(○はいくつでも)

1 資格取得のための金銭的な支援
2 資格取得のための休暇取得などの支援
3 外部の研修への金銭補助などの支援
4 外部の研修への休暇取得などの支援
5 勤務条件(夜間勤務、勤務時間帯の配慮など)の改善
6 給与面での改善
7 福利厚生(育児休暇、介護休暇)の充実
8 事業所内での研修機会の確保
9 定期的な面談など精神的なサポート
10 その他()
11 特にしていない

4 虐待防止の取り組みについて

問8 利用者の人権確保の体制についてお答えください。(○はいくつでも)

1 虐待防止委員会を設置	4 その他()
2 従業員研修の実施	5 何も実施していない
3 担当者の設置	

問9 事業所内でのハラスメント防止のために取り組んでいることがあれば教えてください。

--

問 10 事業所内の従業員への虐待防止研修の実施状況についてお聞きします。令和6年度に事業所内で従業員向けに実施した研修の内容は次のどれですか。(○はいくつでも)
※法人単位で実施した場合は、事業所内の受講状況を入力してください。

- 1 虐待防止や人権意識を高めるための研修
- 2 職員のアンガーコントロール等のメンタルヘルスのための研修
- 3 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
- 4 事例検討
- 5 その他()

問 11 令和6年度の従業員全員(非常勤を含む)を対象とした研修の実施回数を教えてください。
(○は1つ)

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回以上
- 4 その他()

問 11 従業員による利用者への虐待・ハラスメントの防止など、利用者の権利擁護について、取り組んでいることは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 チーム体制によるケアを推進している
- 2 利用者や家族から寄せられた要望や苦情に誠実に対応している
- 3 従業員の悩みや不安へのサポート体制の充実に取り組んでいる
- 4 事故やトラブルにつながりかねないヒヤリハット事例の報告・分析を行っている
- 5 地域住民・実習生等の第三者の目にふれやすい環境づくりに努めている
- 6 虐待等の拡大・深刻化を防ぐため、軽微な虐待でも行政への通報・相談を行っている
- 7 その他()
- 8 特にない

問 13 個人情報を含んだデータの取扱いについて、業務マニュアルの作成や、情報漏えい時の連絡体制の整備などの対応はできていますか。(○は1つ)

- 1 対応済
- 2 対応準備中
- 3 対応予定なし

問14 サービスを提供する際、以下の機関との連携状況はいかがですか。(それぞれ○は1つ)

	取れている 十分に連携が	は取れている まあまあ連携	えない どちらとも言	取れない あまり連携は	取れない まったく連携は	要がない 連携を取る必
① 障害福祉サービス事業所	1	2	3	4	5	6
② 相談支援事業所	1	2	3	4	5	6
③ ボランティア・NPO	1	2	3	4	5	6
④ 医療機関	1	2	3	4	5	6
⑤ 行政機関	1	2	3	4	5	6

問15 年間に実施する市民対象のイベント、講習会、講演会などあれば記載してください。

(例)○月 見学会

問16 朝霞市で開設した理由を教えてください。

問17 今後の事業方針を教えてください。(○は1つ)

1 拡大

2 現状維持

3 縮小

5 障害のある人・障害のある児童への支援について

問18 今後、障害福祉を充実させるために、朝霞市がどのようなことに力を入れていく必要があると思われますか。(○はいくつでも)

- 1 障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発
- 2 相談窓口や情報提供の充実
- 3 ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
- 4 生活訓練や一時預かりなどの福祉サービスの充実(日中活動の場の提供)
- 5 グループホームなど地域で生活するための住まいの充実
- 6 入所施設や病院から地域生活への移行の推進
- 7 障害の早期発見・早期療育体制の充実
- 8 長期入院している精神障害者の退院促進
- 9 障害の状況に応じた適切な保育、教育の充実
- 10 スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進
- 11 障害児が学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実
- 12 就労に向けた支援の充実と雇用の促進
- 13 市内企業、公共機関の障害者雇用の促進
- 14 健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実(医療費の軽減、障害の早期予防)
- 15 道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進
- 16 安心して住める住宅の整備
(住宅のバリアフリー化、障害のある人に適した市営住宅の確保など)
- 17 障害児が地域で安心・安全に遊べる場所の充実
- 18 外出支援の充実や交通機関等の整備(移動手段の確保)
- 19 差別の解消や権利擁護の推進
(障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止)
- 20 コミュニケーション支援の充実(手話通訳者、要約筆記者の派遣など)
- 21 障害のある人本人の意思を尊重する意思決定支援の充実
- 22 障害のある人同士や地域の人などと交流できる場の整備
- 23 障害のある人を支援するボランティアの育成と活動支援
- 24 当事者や家族へのカウンセリングの充実
- 25 ピアカウンセリングの充実
- 26 アウトリーチ支援の活用
- 27 災害等の非常時の情報提供・避難体制の整備
- 28 その他()

問19 問18で○をつけたもののうち、実施してほしい具体策等があればご記入ください。

6 災害時の対応について

問20 災害時の対応で心配なことはありますか。(○はいくつでも)

- 1 施設が被災した場合の利用者の避難方法(移動方法)
- 2 施設が被災した場合の利用者の避難先
- 3 従業員が被災し出勤できなくなった場合の人員体制
- 4 福祉避難所としての対応
- 5 その他()

問21 災害時の対策として実施・計画しているものを記入して下さい。(○はいくつでも)

- 1 災害時の備蓄対策をしている
- 2 施設の耐震対策(ガラスの飛散防止・棚類の転倒防止等)を実施している
- 3 防災訓練などで近隣の住民組織(町内会、自主防災組織)と連携している
- 4 防災訓練を実施している
- 5 福祉避難所の指定を受けている
- 6 非常時の連絡体制(従業員)を確保している
- 7 非常時の連絡体制(利用者・保護者)を確保している
- 8 その他()
- 9 特に何もしていない

朝霞市の障害福祉施策について、ご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。